

外来腫瘍化学療法診療料 1 の届出事項にかかる掲示

- 当院は、外来化学療法の実施にあたり、専任の医師・薬剤師・看護師が配置されており、外来化学療法を実施した患者さんからの緊急の相談等に 24 時間対応可能な連絡体制を整えております。
- 当院にて外来化学療法を実施した患者さんについて、緊急時に当院に入院可能な体制を整えております。
- 当院では、実施される化学療法のレジメン（治療内容）の妥当性を評価し、承認する委員会を設置しております。
なお、当該委員会においては、化学療法に携わる各診療科の医師の代表者、業務に携わる看護師、薬剤師及びその他必要な職種から構成しており、年 1 回以上開催しております。

独立行政法人 国立病院機構
奈良医療センター

